【求職者等に対するセクシュアルハラスメント対応処理の流れ】

事案発生

求職者、実習生（被害者）

相談

教育機関が設置する相談窓口

キャリアセンター、教員等

相談

情報提供

相談窓口

★いずれかの相談員へ相談

総務部職員課採用担当

学校教育部教職員課採用担当

ハラスメント苦情相談員（職員課）

ハラスメント苦情相談員（人権政策課）

連携

総務部職員課

学校教育部教職員課

＊相談者の了承を得た上で、相談内容や状況に応じて連携（教職員については教職員課が担当）

事実確認

＊相談者の了承を得た上で、被害者及び行為者の双方から事実確認。被害者及び行為者の主張に不一致があり、事実確認が十分にできない場合は第三者からも事実関係を聴取。（原則、相談員２名以上で対応）

事実確認できた場合・・・

被害者への対応

＊事案に応じて措置を行う

行為者と引き離すための対応

行為者の謝罪

人事担当者による相談対応　など

行為者への措置

＊箕面市職員の懲戒処分にかかる指針に基づき、必要な懲戒その他の措置を講ずる。

事実確認できなかった場合・・・

再発防止

＊求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針等を再周知